

平成26年7月25日開催

新庄市農業委員会第1回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年7月）議事録

1. 開催日時 平成26年7月22日（火）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（21名）

星川 豊	高橋 和彦
清水 清秋	佐藤 喜代志
小島 忠昭	吉野 昭男
井上 茂雄	高橋 眞
高橋 敏行	今田 則雄
三原 常男	柏倉 嘉門
星川 勇吉	今田 栄二
畠腹 銀蔵	樋口 彦弥
伊藤 忠男	海藤 芳正
清水 哲夫	齋藤 謙二
笹 行也	

4. 欠席した委員（0名）

5. 委員以外の出席者

局 長	浅沼 玲子
主 査	鏡 彰広
主 事	渡部 瑞姫
主 事	鈴木 啓太

6. 議事日程

- 日程第1 臨時議長の選任について
- 日程第2 仮議席の指定について
- 日程第3 議事録署名委員の選任について
- 日程第4 会長の互選について
- 日程第5 会長職務代理の互選について
- 日程第6 議席の指定について
- 日程第7 山形県農業会議会議員の選出について
- 日程第8 新庄市農業委員会調査班の調査委員の決定について
- 日程第9 新庄、稲舟、萩野、八向各地区調査班長の選出について

7. 会議の概要

○総務課長（野崎勉）

おはようございます。改選後、最初の総会につきましては市長が召集ということになっておりますので、しばらくの間、私、市の総務課長の野崎でございますが、進行役を務めます。

それでは、ただいまから新庄市農業委員会第1回総会を開会いたします。始めに新庄市長山尾順紀よりご挨拶を申し上げます。

○新庄市長（山尾順紀）

（新庄市長の挨拶）

○総務課長（野崎勉）

続きまして市議会より、ご祝辞を頂戴いたします。新庄市議会議長小嶋富弥様お願いいたします。

○市議会議長（小嶋富弥）

（市議会議長の挨拶）

○総務課長（野崎勉）

ありがとうございました。それでは続きまして、農業委員会の皆様から自己紹介をお願いします。今、お座りの順、お手元の名簿の順ということになりますが、その場にお立ちいただいて紹介をお願いいたします。

○星川豊委員

星川でございます。よろしくお願いいたします。今回10期目になりました。どうかよろしくお願いいたします申し上げます。

○高橋和彦委員

おはようございます。公選で選ばれました高橋和彦です。よろしくお願いいたします。

○清水清秋委員

おはようございます。議会から推薦を受けました清水です。よろしくお願いいたします。

○佐藤喜代志委員

おはようございます。新庄土地改良区から参りました佐藤です。よろしくお願いいたします。

○小嶋忠昭委員

おはようございます。萩野地区から公選で決まりました小嶋忠昭です。よろしくお願いいたします。

○吉野昭男委員

おはようございます。公選できました稲舟の吉野昭男です。よろしくお願いいたします。

○井上茂雄委員

萩野地区から公選できました井上茂雄でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋眞委員

おはようございます。稲舟地区公選できました高橋です。ひとつよろしくお願いいたします。

○高橋敏行委員

おはようございます。公選できました新庄の高橋です。よろしくお願いいたします。

○今田則雄委員

おはようございます。新庄地区公選で参りました今田則雄です。初めてですのでひとつよろしくお願ひします。

○三原常男委員

おはようございます。新庄地区公選で参りました三原でございます。よろしくお願ひします。

○柏倉嘉門委員

おはようございます。農協からきました柏倉でございます。よろしくお願ひします。

○星川勇吉委員

おはようございます。共済組合からきました星川です。よろしくお願ひします。

○今田栄二委員

おはようございます。農協からきました今田栄二です。よろしくお願ひします。

○畠腹銀蔵委員

おはようございます。萩野地区公選で参りました畠腹銀蔵です。よろしくお願ひします。

○樋口彦弥委員

おはようございます。昭和の樋口です。よろしくお願ひします。

○伊藤忠男委員

おはようございます。公選できました八向地区の伊藤です。ひとつよろしくお願ひします。

○海藤芳正委員

おはようございます。稲舟地区より公選で参りました仁間の海藤と申します。よろしくお願ひします。

○清水哲夫委員

おはようございます。公選できました八向地区の清水です。今回初めてですので、よろしくお願ひします。

○齋藤謙二委員

おはようございます。萩野地区公選で参りました齋藤謙二です。初めてなのでひとつよろしくお願ひします。

○笹行也

新庄地区より公選で参りました笹と申します。地区は飛田です。よろしく申し上げます。

○総務課長（野崎勉）

皆様ありがとうございました。次に農業委員会事務職員につきまして、浅沼農業委員会事務局長よりご紹介申し上げます。

○事務局長（浅沼玲子）

それでは私の方から農業委員会事務職員を紹介させていただきます。まず始めに、農地の権利移動、農地法3条関係を主に担当しております渡部主事です。後の方で総会のマイクを操作しているのが、鈴木主事で農地の転用、農地法第4条、第5条を主に担当しております。次に、農用地利用集積、農業者年金関係を主に担当しております鏡主査であります。最後になりますが、私が、農業委員会の事務局長の浅沼と申します。よろしく願いいたします。

○総務課長（野崎勉）

それでは、進行を農業委員会事務局長に引き継ぎさせていただきます。市長、議長は退席させていただきますので、よろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○事務局長（浅沼玲子）

それでは、これより議事に入ります。本日の会議はお手元に配布しております議事日程により進めさせていただきます。臨時議長選任までの暫時の間、進行を努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。配付資料として、新庄市農業委員会第1回の次第でございます。議事日程、それに新庄市農業委員名簿、年齢順になっております。後ろの方に、仮議席表が記載されております。以上3枚でございます。

それでは、日程第1臨時議長の選任についてお諮りいたします。会議の臨時議長の選任につきましては、農業委員会等に関する法律には特に定めがございません。これまで市議会の議長選挙に倣い、地方自治法第107条の規定により会議出席者の最年長者を臨時議長に選任しておりましたが、従来通り最年長者を選任してはいかがか、お諮りいたします。

「賛成」の声あり。

○事務局長（浅沼玲子）

「賛成」の声がありますので、出席委員の最年長者であります、星川豊委員に臨時議長をお願いいたします。星川委員、議長席に登壇お願いします。

○臨時議長（星川豊）

只今、紹介されました星川でございます。最年長者が臨時議長ということで、暫時の間臨時議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をいただきながら、やり遂げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。只今の出席委員は21名であります。

日程第2、仮議席の指定について。それでは日程第2、仮議席の指定を上程いたします。議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は只今皆様が着席になられている議席を指定いたします。

次に日程第3、議事録署名員の選任を上程いたします。選任についていかがいたしますか。お諮りいたします。

「議長一任」の声あり。

○臨時議長（星川豊）

それでは、議長一任という声がありますので、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり。

○臨時議長（星川豊）

異議なしということですので、これを認めます。

よって議事録署名員に高橋和彦委員と井上茂雄委員の両名を選任いたします。

日程第4、会長の互選についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（浅沼玲子）

日程第4、会長の互選について説明いたします。会長は、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定によりまして、委員が互選した者を充てると定められています。従いまして、選挙投票によって行うのが原則であります。地方自治法第118条第2項及び第3項の規定によりまして、委員全員の同意があった時は、指名推薦の方法を用いることができますのでよろしくお願いいたします。

○臨時議長（星川豊）

只今、事務局よりご説明がありましたが、会長の互選について投票による選挙とするか、委員全員の同意による指名推薦とするかについてをお諮りいたします。

如何なる方法にいたしますか。

「指名推薦」と呼ぶものあり。

○臨時議長（星川豊）

指名推薦という声がありましたが、指名推薦でよろしいですか。

「異議なし」の声あり。

○臨時議長（星川豊）

異議なしと認め、指名推薦といたします。

それでは、皆様方からご推薦をしていただきたいと思います。

○三原常男委員

今までの実績、そしてまた各分野に精通している元会長の星川豊氏を推薦したいと思えます。よろしく申し上げます。

○臨時議長（星川豊）

今、前会長の星川豊委員の名前が挙がりましたが、その他に誰かございませんか。

それではないようでございますので、只今推薦いただきました星川豊委員を選任することにご異議ございませんか。

「異議なし」というものあり。

○臨時議長（星川豊）

異議なしと認めます。

よって、星川豊委員を新庄市農業委員会会長に選任いたします。只今、私が会長に選任されましたので、本席から告知いたします。それでは就任の挨拶をいたします。

○会長（星川豊）

皆さん、ご推薦いただきまして、どうもありがとうございます。今までこんなに緊張したことはありませんでした。私が最初に農業委員になるところから、農業については下降気味で、様々な不具合がありました。私は、これらの諸問題について訴えていきたいと思い、集落を代表して農業委員となったわけでございます。そして、新庄地区調査班の諸先輩方から色々なことを教わりながら活動してまいりました。過去には立派な先輩方がおりまして、全国に通じるような勉強をさせていただきまして、これらの経験を活かしながら何とか会長を務めさせていただいております。農業者を取り巻く環境は、悪くはなっても良くはならないだろうと思っております。これらに対して改革案を用いながら、いづらかでも良い環境を持続させていかなければならないという覚悟で、これまで農業委員会の活動に取り組んでまいりましたが、現在は、非常に厳しい状況にあります。TPP、農業委員会の改革論、今年には農業委員会廃止論など様々な問題があります。私達が選んだ国会議員が決めた改革案で、これらが異議あるものであるとすれば陳情をもって訴えることができます。しかしながら、我われが投票して選んだ国会議員ではない方々から、日本の憲法に準ずる農地法、農業委員会等に関する法律、こういったものを弄り回して農業委員会が廃止に追い込まれていくというのは、断固として反対をしていかなければなりません。私は皆様方に互選していただきましたので、今までの経験を活かしながら必ずこの問題を解決すべく努力していきたいと思っております。過去の話になりますが、今から11年前に農業者年金制度が廃止に追い込まれたことがありました。私はそ

の当時、まだ若かったのですが年金の副会長をしており、年金の廃止については、断固反対をしていました。しかしながら、会議の中では、初め、その流れに反対する声一言もありませんでした。山形県の会議の中で廃止が決まれば、これで農業者年金制度の廃止が決定となるという状況でした。これではいけないと思い、福島や宮城をはじめとした東北の会長に伝播して反対運動を起こし、それが全国運動に発展しました。年金を支える人が少なくなってきたため、維持できないということではありましたが、直談判の末、国費を投入することになり、制度も見直され今現在も続けられていることは、農家の代表である農業委員会の組織活動が実を結んだ結果であると考えるのであります。やはり、戦うときには戦うべきだと考え、これまで活動してきたところであります。だからこそ、その当時のことを思い出し奮い立っているのであります。これから、会長としての責務を一生懸命に果たしてまいりたいと思っておりますので、今後とも皆様方の絶大なるご協力をお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

○臨時議長（星川豊）

それでは会長が決まりましたので、私の臨時議長の職を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星川豊）

それでは早速、日程第5に入らせていただきます。

日程第5、会長職務代理者の互選についてを上程いたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者についても委員が互選したものとなっておりますので、互選の方法について投票による選挙とするか、指名推薦とするかお諮りいたします。

「指名推薦」という声あり。

○議長（星川豊）

指名推薦という声がありますが、指名推薦という形でやることにご異議ございませんか。

「異議なし」というものあり。

○議長（星川豊）

異議なしと認めます。

よって、指名推薦という方法で選出することに決定いたします。

それでは、皆様方から推薦くださいますようお願いいたします。

○小嶋忠昭委員

稲舟の高橋眞委員を推薦します。

○議長（星川豊）

只今、高橋眞委員を推薦するという意見がありましたが、他にございませんか。

他にないようですので、高橋眞委員を会長職務代理に決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」というものあり。

○議長（星川豊）

異議なしと認めます。よって、高橋眞委員を会長職務代理に任命いたします。ひとことご挨拶をお願いします。

○高橋眞（会長職務代理）

皆様、この度は会長職務代理にご推薦いただきまして誠にありがとうございます。過去3年間も星川会長とともに一生懸命やってきたつもりではございますが、これからも難しい農業改革がなされている中で、農業委員の方々皆さん一人ひとりと、新庄市の農業の発展のために何とか取りまとめていきたいと思っております。皆さんご協力よろしく申し上げます。

○議長（星川豊）

日程第6、議席の指定についてを上程いたします。議席の指定は、新庄市農業委員会総会規則第4条第1項の規定により、籤で定めることとなっております。

お諮りいたします。これまで議席の指定については、1番が会長、2番が会長職務代理で、3番以降について籤と定めておりましたが、この方法にご異議ございませんか。

「異議なし」というものあり

○議長（星川豊）

異議なしと認めます。従いまして、只今ご報告申し上げましたとおりの方法で決定したいと思っております。

それでは、仮議席1番より順次籤をお願いします。

暫時休憩

○議長（星川豊）

休憩を解いて再開いたします。

議席の指定について議席の番号と委員の氏名を事務局長の方から読み上げてもらいます。

○事務局長（浅沼玲子）

それでは議席の順番を読み上げます。

1 番会長の星川豊委員、2 番職務代理高橋眞委員、3 番高橋和彦委員、4 番樋口彦弥委員、5 番高橋敏行委員、6 番海藤芳正委員、7 番伊藤忠男委員、8 番今田則雄委員、9 番嶋腹銀蔵委員、10 番清水清秋委員、11 番小嶋忠昭委員、12 番柏倉嘉門委員、13 番佐藤喜代志委員、14 番今田栄二委員、15 番井上茂雄委員、16 番吉野昭男委員、17 番星川勇吉委員、18 番清水哲夫委員、19 番笹行也委員、20 番三原常男委員、21 番齋藤謙二委員、以上でございます。

○議長（星川豊）

ご苦労様でした。只今、事務局長から読み上げていただきました座席の順に指定されることに決定いたしました。各委員は指定された議席に各氏名札をご持参のうえ着席願います。

それでは、日程第7，山形県農業会議の会議員についてを上程いたします。これについて、事務局より説明を願います。

○事務局長（浅沼玲子）

山形県農業会議員は、農業委員会制度の一層の円滑化を図るために、農業委員会等に関する法律第41条第2項第1号の規定により、原則として市町村の農業委員会の会長が会議員になることとなっております。ただし、やむを得ず会長以外の者を会議員とする場合には、農業に関し高い見識と豊富な経験を有し、かつ農業委員会の総意が適格に反映できる者を、会長が農業委員会の意見を聞いて、委員の中から1名指名することとなっております。以上でございます。

○議長（星川豊）

只今、事務局長より説明がありましたが、山形県農業会議の会議員には、原則として市町村農業委員会の会長がなるということでございますので、新庄市農業委員会の会長を仰せつかった私が、山形県農業会議の会議員となることにご了承願いたいと存じます。よろしいですか。

「異議なし」というものあり。

○議長（星川豊）

ご異議なしということで、山形県農業会議会議員には私になることに決定いたします。

次に、日程第8、新庄市農業委員会調査班の調査委員の決定についてを上程いたします。事務局の説明を願います。

○事務局長（浅沼玲子）

新庄市農業委員会調査規則第2条では、調査は所掌事務全般にわたるものとし、別表に

定める調査区域を設け、調査班を構成して調査することとなっております。調査班の調査委員につきましては総会において決定するものとなっておりますので、調査班の調査委員を決定していただきたいと思っております。農業委員の名簿をご覧になっていただきたいと思っております。現在、選任委員は、3番清水清秋委員議会推薦、4番佐藤喜代志委員土地改良区推薦、12番柏倉嘉門委員農協推薦、13番星川勇吉委員共済組合推薦、14番今田栄二委員農協推薦ということで5名おられます。これらの方々の調査班の構成につきましては、3番の清水清秋委員は八向班、4番の佐藤喜代志委員は新庄班、12番の柏倉嘉門委員は萩野班、13番の星川勇吉委員は萩野班、14番の今田栄二委員は新庄班ということで構成させていただきまして、公選委員につきましては、住所を有する調査地区に入っていたかどうかということでご提案申し上げます。

○議長（星川豊）

只今、事務局案を述べたわけでございますけれども、質疑ございませんか。

「質疑なし」というものあり。

○議長（星川豊）

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。新庄市農業委員会調査班の調査委員につきましては、事務局から提案されたとおりに決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」というものあり。

○議長（星川豊）

異議なしということですので、事務局案のとおり決定いたします。

次に、日程第9、新庄、稲舟、萩野、八向、各地区の調査班長についてを上程いたします。調査班長については、新庄市農業委員会調査規則第3条第2項に、班長は調査員の互選によるとされています。よって各地区調査班による班長の互選をお願いいたします。暫時の間休憩をいたします。

暫時休憩

○議長（星川豊）

休憩を解いて再開いたします。各地区調査班の班長の互選の結果が手元に届いておりますので、ご報告申し上げます。

新庄地区調査班長に20番の三原常男委員、稲舟地区調査班長に16番の吉野昭男委員、萩野地区の調査班長に11番の小嶋忠昭委員、八向地区調査班班長に7番の伊藤忠男委員、以上4名の方が各地区の調査班長に選ばれましたのでご報告申し上げ、皆様方にお諮りい

たします。ご異議ございませんか。

「異議なし」というものあり。

○議長（星川豊）

ご異議がございませんようですので、報告のとおり決定いたします。

以上をもちまして、新庄市農業委員会の第1回総会を終了といたします。

11時終了

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年7月22日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 高橋 和彦

議事録署名委員 井上 茂雄